

証券コード：3800
2020年5月26日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号

株式会社ユニリウ

代表取締役社長 北 野 裕 行

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月10日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。当社では、株主様の安全と健康を第一に考え、今般の株主総会につきましては、例年と異なる対応をさせていただきます。また、お土産の当日配布も見合わせます。詳しくは、同封の文書をご参照いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2020年6月11日（木曜日）午後1時（正午より受付開始）
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階「ボールルーム」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項**報告事項**

1. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件
- 第6号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆さまに提供する書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unirita.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以上

- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unirita.co.jp/>）に掲載させていただきます。



スマート 招集

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンで
ご覧いただけます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/3800/>



議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

2020年6月11日(木曜日)
午後1時(正午より受付開始)

郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)



行使期限

2020年6月10日(水曜日)
午後5時 到着

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書		お願い	
株式会社○○○○ 御中			
株主総会日	議決権の数	第1号	賛 否
○○○○年○月○○日	株	第2号	賛 否
○○○○年○月○○日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	但し を除く	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	第3号	賛 否
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	第4号	賛 否
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	第5号	賛 否
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	第6号	賛 否
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
			株式会社○○○○

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案に対する賛否

賛	否
賛	否
但し	を除く
賛	否
賛	否
賛	否

第2号議案について
 全員賛成の場合 → 賛 に○印
 全員反対の場合 → 否 に○印
 一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から企業価値の増大に努めるとともに、株主の皆さまへ長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題として認識しております。

配当による利益還元については、株主資本配当率（DOE：Dividend on Equity ratio）を採用し、資本効率ならびに財務の健全性を踏まえた株主還元を行ってまいります。

この基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 32円 配当総額 245,442,240円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月12日（金曜日）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役8名選任の件



本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含めた取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	たけ ふじ ひろ き 竹 藤 浩 樹	取締役会長	再任
2	きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行	代表取締役 社長執行役員	再任
3	しん どう まさ ひろ 新 藤 匡 浩	取締役 常務執行役員	再任
4	わた なべ ひろ ゆき 渡 辺 浩 之	取締役 常務執行役員	再任
5	み なみ じゅん 巳 波 淳	取締役 執行役員	再任
6	ふじ わら たつ や 藤 原 達 哉	執行役員	新任
7	み つぎ よし ひと 三ツ木 義 人	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員
8	はら たかし 原 大		新任 社外取締役 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	 <p>たけ ふじ ひろ き 竹 藤 浩 樹 (1961年7月22日生)</p> <p>再任 在任21年</p>	<p>1994年4月 当社入社 1999年6月 取締役 カスタマサービス部長 2003年1月 BSP International Corp.CEO 2003年10月 当社常務取締役 技術本部長 2004年4月 代表取締役社長 2007年11月 BSP上海 董事長 2008年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年4月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当 2017年4月 取締役会長 (現在に至る)</p>	220,700株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、当社における豊富な業務・経営経験とあわせ、在任13年にわたる当社の代表取締役としての経験を有しております。これまでの経営に関する豊富な経験や知見などを活かすことで、取締役会の監督機能の強化および当社の持続的成長と企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き当社取締役候補者としております。</p>			
2	 <p>きた の ひろ き 北 野 裕 行 (1970年10月22日生)</p> <p>再任 在任6年</p>	<p>1994年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長 2014年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長 2014年6月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長 2015年4月 取締役 執行役員 営業本部 西日本事業部長 2017年4月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当 (現在に至る)</p>	39,400株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社社長および当社の営業責任者を務めた経営経験と実績を有し、2017年4月からは代表取締役 社長執行役員に就任しました。2018年度をスタートとする3か年中期経営計画を策定し、現在、当社グループの成長戦略を執行しております。当社は、デジタル変革の環境下、同氏が事業構造変革の牽引役として適任であると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	 <p>しん どう まさ ひろ 新 藤 匡 浩 (1962年6月9日生)</p> <p>再任 在任5年</p>	<p>1985年3月 株式会社ソフウェア・エー・エフ・ファースト(1996年8月(株)ビーコンインフォメーションテクノロジーに商号変更、2015年4月当社と合併)入社</p> <p>2012年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 当社取締役 常務執行役員</p> <p>2017年4月 取締役 常務執行役員 ITソリューション営業第二本部長 兼 メインフレーム事業部長、名古屋担当</p> <p>2019年4月 取締役 常務執行役員 クラウドビジネス本部長 (現在に至る)</p>	40,020株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社営業担当役員、同子会社社長を経て合併後2015年度からは取締役 常務執行役員に就任しました。同氏は、営業部門責任者、経営者として培った経験と実績をもとに、合併後の営業戦略を推進してきました。当社は同氏が、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>			
4	 <p>わた なべ ひろ き 渡 辺 浩 之 (1960年3月30日生)</p> <p>再任 在任3年</p>	<p>1984年4月 ファナック株式会社入社</p> <p>1990年1月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>1996年7月 NRIデータサービス株式会社出向</p> <p>1999年12月 同社千手サービス事業室 室長</p> <p>2006年4月 株式会社野村総合研究所 千手サービス事業部長</p> <p>2011年4月 同社運用事業推進室 室長</p> <p>2017年1月 当社入社、執行役員 コーポレート企画室 特命担当部長</p> <p>2017年6月 取締役 常務執行役員 デジタルサービス本部長 兼 コーポレート企画室長</p> <p>2020年4月 取締役 常務執行役員 エンタープライズビジネス本部長 (現在に至る)</p>	13,900株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、大手IT企業の部門長を経て、2017年、当社に入社し、これまでの豊富な経験を活かし、担当役員として当社の事業構造変革に向けた中期経営計画を策定しました。当社は同氏が、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	 <p>み なみ じゅん 巴 波 淳 (1964年7月9日生)</p> <p>再任 在任3年</p>	<p>1987年4月 株式会社三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2011年2月 同行 米州本部米州営業第二副部長 2013年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部出向 IR室長 2015年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 銀座支社長 2017年2月 当社入社 経理部長 2017年4月 執行役員 グループ業務本部長 兼 業務部長 兼 経理部長、広報IR室担当 2017年6月 取締役 執行役員 グループ業務本部長 兼 業務部長 兼 経理部長、広報IR室担当 2020年4月 取締役 執行役員 グループ業務本部長(現在に至る)</p>	11,100株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、金融機関での海外および国内の支店責任者、持ち株会社スタッフ部門などを経て、2017年からは取締役 執行役員として管理部門を担当しております。当社は同氏の経験と実績から、管理部門の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>			
6	 <p>ふじ わら たつ や 藤 原 達 哉 (1964年9月25日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985年4月 株式会社両備システムズ入社 1991年7月 株式会社リクルート入社 2008年3月 株式会社野村総合研究所入社 2010年10月 株式会社ビーエスピーソリューションズ入社 2012年4月 同社 取締役 SMO推進部 部長 2017年4月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年4月 当社 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 2020年4月 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグレーション部長(現在に至る)</p>	3,000株
<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、大手IT企業を経て、当社グループにおいてコンサルティング事業子会社の経営に参画し、同社の業容拡大を推進しています。加えて、当社グループのDX対応に向けた事業戦略の推進にあたり、その経験と見識をもとに、リーダーシップを発揮できる人材と判断し、当社取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	 <p>みづき よしひと 三ツ木 義人 (1957年12月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任1年</p>	<p>1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月(株)野村総合研究所と合併) 入社</p> <p>1999年10月 同社 流通システム一部長</p> <p>2001年4月 同社 人事部長</p> <p>2002年4月 同社 執行役員 人事担当</p> <p>2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長</p> <p>2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当</p> <p>2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長</p> <p>2017年4月 同社 理事</p> <p>2018年6月 同社 退職</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)</p>	5,700株
<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにした、IT企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の経営判断および取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、当社社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重なる兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	 <p>はら たかし 原 大 (1951年8月24日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1975年4月 株式会社三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>2002年1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長</p> <p>2005年5月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・ 総務部副担当 人事部長</p> <p>2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱 UFJ銀行）常務執行役員 西日本エリア支 社担当</p> <p>2008年6月 同行 常務取締役 人事部担当</p> <p>2009年5月 同行 専務取締役 人事部担当</p> <p>2010年5月 同行 副頭取 西日本駐在</p> <p>2012年6月 双日株式会社 代表取締役副会長</p> <p>2018年4月 同社 代表取締役副会長 関西支社管掌</p> <p>2019年6月 同社 取締役会長（現在に至る）</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたり金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、当社社外取締役候補者としております。</p>			

<取締役候補者について>


1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三ツ木義人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 三ツ木義人氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 原大氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 原大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の御子柴一彦氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、要当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
 <p>御子柴一彦 (1965年7月11日生)</p> <p>再任 独立役員 在任3年</p>	<p>1995年10月 司法試験 合格 1998年4月 司法研修所 終了 日弁連に弁護士登録(東京弁護士会) 小沢・秋山法律事務所 入所 (現在に至る)</p> <p>2001年1月 東洋電機製造株式会社の法務相談を担当 2006年4月 慶応義塾法科大学院 非常勤講師 2008年8月 株式会社クラスト 社外監査役 2017年6月 当社 社外監査役(現在に至る)</p>	<p>0株</p>
<p>社外監査役候補者とした理由等 同氏は弁護士としての専門知識と、上場会社における法務業務に精通し、その経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができるためです。取締役の職務執行監査、取締役会の意思決定監査、取締役会の監督義務履行状況監査といった、監査役としての職務を遂行するうえで、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、人物的にも監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 御子柴一彦氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は御子柴一彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。


4. 御子柴一彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任を願います。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
 <p>たけむら おさむ 武村 修 (1950年8月3日生)</p>	1969年4月 日立造船株式会社入社	0株
	1987年1月 株式会社東洋情報システム (現 TIS株式会社) 入社	
	1995年10月 同社 管理本部経理部長	
	2003年5月 クオリカ株式会社非常勤監査役	
	2004年4月 TIS株式会社 グループサービスセンター 経理部長	
	2006年6月 同社 常勤監査役	
	2011年6月 同社 常勤監査役退任	
	2011年6月 クオリカ株式会社 常勤監査役	
	2011年6月 高律科(上海) 情報系統有限公司 監事	
	2013年6月 クオリカ株式会社 非常勤監査役	
	2013年7月 当社 顧問	
2014年6月 当社 補欠監査役(現在に至る)		
補欠監査役候補者とした理由等 同氏は、経理業務に長年従事し、他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

当社は、2018年6月14日開催の第36期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続更新しておりますが、現プランの有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を本総会に上程することを決議いたしました。本議案は、本プランの継続更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

【1】継続更新の必要性

当社は、買収防衛に関する現行プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、買収防衛策の重要性が変わるところはないと判断し、現プランに所要の変更を加え、本総会に本プランの2年間の継続更新を諮るものであります。

【2】継続更新に伴う変更内容の概要

本継続更新における本プランの主な変更点は以下のとおりです。なお、プラン設計上における現プランからの実質的な変更点はありません。

(1) 企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴の開示

本プランの継続更新および上記内容につきましては、社外監査役3名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として同意しております。

2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙5のとおりです。

【3】継続更新後の本プランの内容**I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式市場においては、買付の対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ず一方的に大規模買付行為の提案を強行する動きがいまだに発生しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営基本理念、企業価値の源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者である必要があります。

したがって、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み**1 当社グループの事業内容**

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーエスピーソリューションズ、備実必（上海）軟件科技有限公司（略称BSP上海）、株式会社アスペックス、株式会社ビー

ティス、株式会社データ総研、株式会社ユニ・トランド、株式会社ユニリタプラス、株式会社無限、株式会社ビジネスアプリケーションの主要10社により構成しております。）は、「クラウド事業」「プロダクト事業」「ソリューション事業」「メインフレーム事業」「システムインテグレーション事業」を行っております。

「クラウド事業」は、データ活用、システム運用、労務管理・バックオフィス業務等の領域において、当社グループの製品およびサービスをクラウドサービス（利用料課金型）で提供するものです。

「プロダクト事業」は、自社開発のオープン系パッケージソフトを中心とした製品販売を行っています。データ活用領域では、非定型でリアルタイムに生成される膨大なデータを連携させ分析・活用するためのソフトウェア製品ならびにサービスを提供しています。システム運用領域では、基幹業務システムの運用を正確・効率的に稼働させるために必要なソフトウェア製品ならびにサービスを提供しています。

「ソリューション事業」は、クラウド事業、プロダクト事業の拡大にあたって、両事業の前後の工程を担うものです。お客様のデジタル変革を支援するためのシステム運用やデータマネジメントのコンサルティング、また当社グループの製品およびサービスに付随する導入支援、技術支援を通じて、お客様に付加価値の高いソリューションを提供しています。

「メインフレーム事業」は、金融機関や生損保、大手製造業のお客様を中心とした基幹業務システムの運用管理のためのメインフレーム向け自社ソフトウェア製品の販売・サポート事業を30余年にわたり行っています。

「システムインテグレーション事業」は、お客様の要望に基づく情報システム（主にWeb系システムの設計、開発、保守等を含む）の開発、システム構築を行っています。

2 当社グループの企業価値の源泉

当社グループは、日本に数少ない独立系の自社開発パッケージソフトウェアメーカーであるユニリタを中心とした企業集団であり、強みは、30余年にわたる事業実績を持つ「データ活用」と「システム運用」のIT領域における専門性と顧客基盤にあります。当社創業以来の事業であるメインフレーム事業は、30余年にわたり金融機関や大手企業を中心にメインフレームのシステム運用を支える製品を提供しており、高い競争優位性を持っています。

これまで当社は、時代とITの進歩に伴い、システムのオープン化、ダウンサイジング化、クラウドの普及、ビッグデータ活用、IoTやAI活用等の変化に適応すべく事業構造の変革を行いつつグループ戦略をベースとした事業成長を実現しています。

IT＝デジタル技術が事業創造や変革に欠かせない現在、当社グループでは、強みをベースに、お客様のデジタル変革のスムーズな実現のために、システムライフサイクルの上流（コンサルティング）から設計、開発、構築、保守・運用、BPOに至るまで、グループ各社が一丸となって支援する体制をグループエコシステムとして構築しています。加えて、デジタル技術の進展の速さ、多様化するお客様ニーズに対応するために、それぞれの業界に強みを持つパートナー企業と当社ならではの強みを持つ製品を組み合わせたソリュー

ション作りを行う協業モデル化戦略を推進し、付加価値の高いサービス提供体制を実現しています。

3 企業価値向上のための取組み

当社グループでは、優れた商品開発のために長期的なスパンでの研究開発投資を行い、技術力を支える人材育成のためのプログラムを実施しております。当社グループの技術力および人材が、高品質かつ高付加価値サービスを支えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、高い技術力を備えた人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを活かす諸施策を継続しなければ当社の企業価値は大きく毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はお客様の支持を失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行われた際、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間と情報を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための措置が必要不可欠であると判断しております。このような基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる買付行為

本プランにおける「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意したものを除きます。また、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、

取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとし、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

対抗措置が当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、当社は3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および必要と判断する事項について勧告あるいは意見表明を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。

また対抗措置の発動には、必ず企業価値検討委員会の勧告を経るものと定款に定めおり、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けております。

企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役および各委員が有します。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供されます。また、企業価値検討委員会は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情報の提供を求めることができるものといたします。

なお、企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を行おうとする者には、本プランに従う旨の「買収意向表明書」を事前にご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買収意向表明書を受領後、速やかにその旨を開示し、買収意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に提供いただく必要情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付します。本必要情報は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容)
- ② 当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法(対価の種類・価格、買付の時期を含みます。)
- ③ 対価の算定根拠(算定方法、算定用数値情報を含みます。)および買付資金の裏付け

- ④ 大規模買付者に対する資金供与者の名称その他の概要
- ⑤ 大規模買付完了後の経営方針および事業計画（企業価値を維持・向上させる方策等）
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の利害関係者との取引についての対応方針
- ⑦ その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、本必要情報を精査した後、不十分と判断する場合には、提出期限を定め追加情報の提出を求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付した後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、本必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要と認める場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、次の①または②による期間を設定します。大規模買付行為は、次の評価期間が経過した後にのみ実施されるものとします。

- ① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合
- ② 90日：上記①以外の大規模買付行為の場合

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じ外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。対抗措置は、当社取締役会が最も適切と判断したものを選択いたします。新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられます。

② 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、当社株主の皆様においてご判断いただきます。ただし、以下のいずれかに該当すると認められる場合、対抗措置をとることがあります。

(a) 大規模買付者の買付けが以下に定める類型に該当する場合

- i) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）。
- ii) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、

主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）。

- iii) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）。
- iv) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）。
- (b) 最初の買付で全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）。
- (c) 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで買付。
- (d) 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け。
- (e) 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け。

③ 株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会から対抗措置の発動に当たり株主総会の承認を得ることを条件とする旨勧告された場合、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る議案を付議いたします。その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等に従って適時適切に開示いたします。

株主総会開催の場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議（普通決議によるものとします。）に従います。大規模買付者は、株主総会で対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行できないものいたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

④ 対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置の発動の中止を決議した場合、速やかに当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には、以下の手続となります。

- i) 新株予約権の無償割当てが決議され新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。

ii) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日の前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による新株予約権の無償取得を行います。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結の時から2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間満了前に株主総会または当社取締役会により廃止の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、新株予約権の無償割当て等の具体的な対抗措置を発動するまでは、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。当社取締役会が新株予約権の無償割当決議を行った場合には、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)②に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、後記(3)③に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および金銭の払込みなく当社株式を受領し、当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日および新株予約権の無償割当の効力発生後も、新株予約権の行使期間の開始日の前日までは、新株予約権の無償割当を中止し、または新株予約権者に当社株式を交付せず無償にて新株予約権を取得することがあります。この場合、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き

① 名義書換の手続き

当社取締役会において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償割り当てされますので、割当期日まで速やかに振替申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続き

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、権利行使期間内で、かつ当社による新株予約権の取得の効力発生までの間に、上記必要書類を提出し新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されます。

③ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する時は、速やかに交付いたします。手続きの詳細は、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様へ別途お知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が2008年6月30日に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の報告書内容にも沿っております。

(2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること
本プランは、大規模買付行為がなされた際、当該買付行為に応じるか否かを株主の

皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、大規模買付者と交渉を行うことを可能とし、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されます。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更または廃止されるものといたします。

さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされており、そのため、本プランの導入および廃止には、株主の意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動、変更等の実質的な判断を行う機関として、社外取締役、社外監査役または社外の有識者等の独立性の高い社外者で構成する企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用は、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

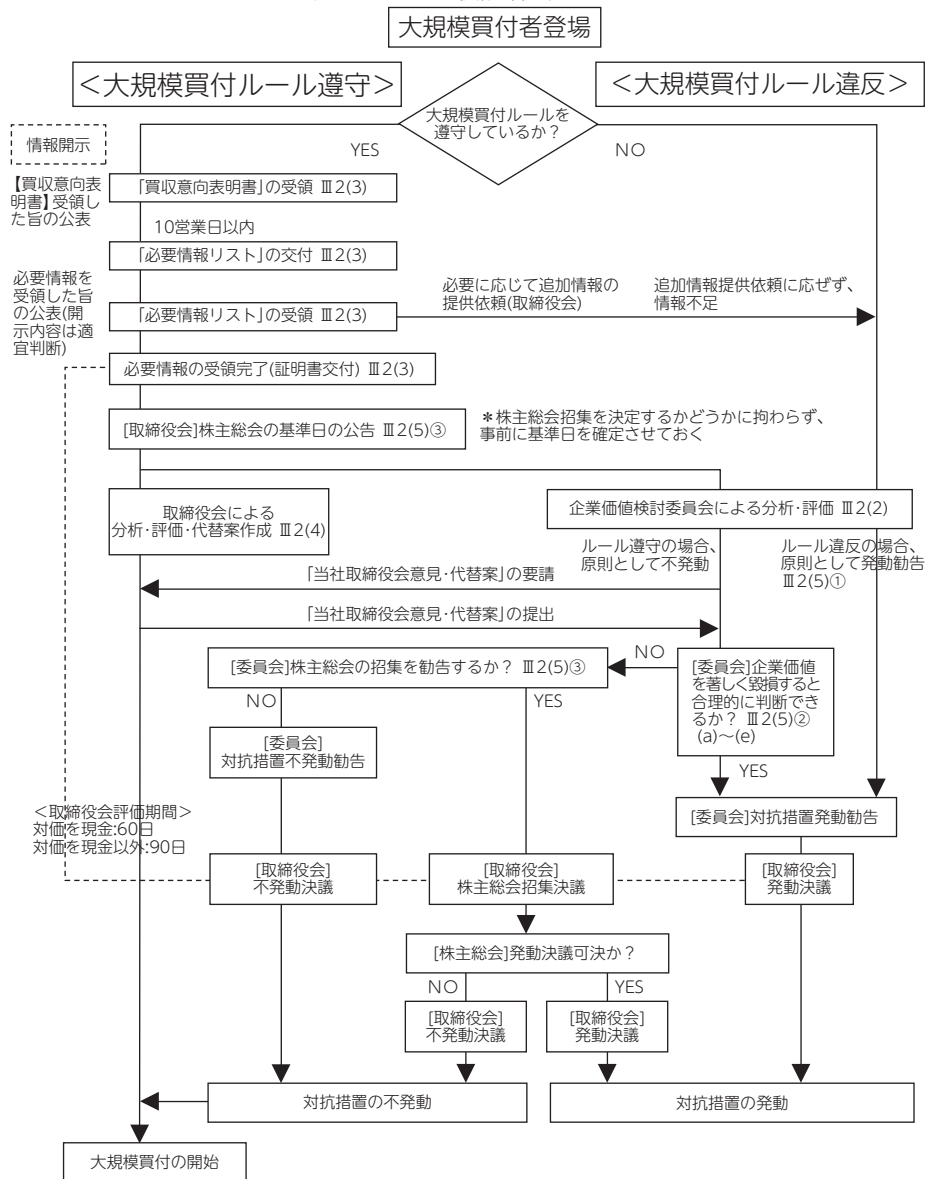
(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社取締役の任期は全員が1年であり、本プランの廃止について特段の手続き的制約を設けられていないことから、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）に該当しません。

以上

<別紙 1 >

事前警告型買収防衛策フロー図



<別紙2>

新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件

当社取締役会所定の基準日の最終株主名簿に記録された株主に、その所有株式（ただし、当社保有の普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数は取締役会にて決定する。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、所要の調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。

(3) 新株予約権を行使する期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者の株券等保有割合が合計20%以上で、かつ企業価値検討委員会が当該買付行為が下記いずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

② 大規模買付者の買付けが以下に定める類型する場合

- (a) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）
- (b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）
- (c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）
- (d) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）

③ 最初の買付で全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）

- ④ 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないとする買付け
- ⑤ 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け
- ⑥ 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け
- (5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金等増加限度額の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得
非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付を条件に、取得日の前日までに未行使の全ての新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規程に基づき、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成し、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成を要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、企業価値検討委員会の招集権限を有する。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号を決定し、決定内容および理由を取締役に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者提出情報が必要かつ十分かの判断および追加情報請求時の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 外部機関からの助言

企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 三ツ木 義人 (みつぎ よしひと)

【略歴】 1957年12月23日生まれ

1980年 4月 野村コンピュータシステム株式会社(1988年1月 ㈱野村総合研究所と合併)入社

1999年10月 同社 流通システム一部長

2001年 4月 同社 人事部長

2002年 4月 同社 執行役員 人事担当

2008年 4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長

2011年 4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当

2016年 4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長

2017年 4月 同社 理事

2018年 6月 同社 退職

2019年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

2. 原 大 (はら たかし)

【略歴】 1951年8月24日生まれ

1975年 4月 株式会社三和銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行

2002年 1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長

2005年 5月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当 人事部長

2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 常務執行役員
西日本IT支社担当

2008年 6月 同行 常務取締役 人事部担当

2009年 5月 同行 専務取締役 人事部担当

2010年 5月 同行 副頭取 西日本駐在

2012年 6月 双日株式会社 代表取締役副会長

2018年 4月 同社 代表取締役副会長 関西支社管掌

2019年 6月 同社 取締役会長 (現在に至る)

3. 竹中 豊典 (たけなか とよのり)

【略歴】 1957年12月11日生まれ

1981年 4月 株式会社三和銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行

2002年 1月 株式会社UFJホールディングス 経営企画主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 企画部次長

2002年10月 株式会社UFJ銀行 決済業務部長

2004年 7月 株式会社UFJホールディングス 経営企画 主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 財務部長

2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 副部長

2006年 7月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行) 尼崎支社長

2009年 1月 日本電子債権機構設立調査株式会社 (現 日本電子債権機構㈱) 顧問

2009年 2月 同社 代表取締役社長

2016年 6月 当社 社外監査役 (現在に至る)

<別紙5>

大株主の状況

2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ビジネスコンサルタント	440,000株	5.74%
株式会社リンクレア	425,000株	5.54%
ユニリタ社員持株会	391,143株	5.10%
株式会社三菱UFJ銀行	374,800株	4.89%
TIS株式会社	291,600株	3.80%
株式会社クエスト	274,000株	3.57%
株式会社みどり会	270,000株	3.52%
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000株	3.32%
三菱UFJキャピタル株式会社	245,000株	3.19%
竹藤 浩樹	220,700株	2.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式を829,930株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

第6号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

剰余金の配当等を機動的に実施することができるように、変更案第48条（剰余金の配当等の決定機関）および、変更案第49条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、一部内容が重複する現行定款第48条（期末配当金）および、現行定款第49条（中間配当）を削除し、所要の変更を行います。

2. 変更内容

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計 算 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p><u>第48条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p><u>第49条（剰余金の配当の基準日）</u> 1 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>
<p><u>第48条（期末配当金）</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を支払う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第49条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

＜事業の経過および成果＞

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日まで。以下、当期）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や世界経済の減速、そして下期以降、消費税増税後の消費等へのマイナス影響の長期化懸念がくすぶる中、2月に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が増大し、ますます先行き不透明な状況が継続しました。

産業界においては、企業のIT投資は引き続き堅調であり、全社的なデジタルビジネス戦略の策定や基幹系システムのクラウド化への移行、デジタル技術を活用した新たな収益源の創出などのデジタルビジネス関連項目は、喫緊に取り組むべき経営課題として、ますます重要度を増しています。

このような環境下、当社グループでは、お客様とともに真のデジタル変革パートナーを目指すためのコンセプト「Create Your Business Value」を掲げ事業を推進しています。これには、「デジタル変革による新しいお客様の価値をいち早く創造する」という意味を込めています。

当期の業績は、自社開発のクラウドサービスの伸長やストックビジネスの拡大といった事業構造変革に向けた施策も一定の成果を上げ、中期経営計画に則った次期のクラウド事業黒字化への道筋もつけることができました。

当期における事業構造の変革に向けた主な事業トピックスは、以下のとおりです。

- ①クラウド事業の主力サービスである「LMIS」は、企業のサービスマネジメントプラットフォームとしてお客様ビジネスのDXニーズに合致し認知度が向上。加えて、デジタル・マーケティングを活用した販売手法により受注サイクルを短縮化させ、利用社数が増加。また、利用者満足度と継続利用率の向上への取り組みとして、ユーザ同士のコミュニティサイトを開設。
- ②子会社㈱無限が開発、提供する経費業務管理のクラウドサービス「らくらくBOSS」は、消費増税対応時のバックオフィスの業務効率化ニーズに合致。そして、それらお客様層へのアプローチを強化するために行った販売手法の見直しが奏功し、契約社数が大幅に増加。
- ③デジタル技術を活用して働き方改革、生産性や従業員満足度を高める取り組みであるデジタルワークプレイス。中でも代表的な仕組みであるリモートワークを実現するサービスとして、「ポータル」「シングルサインオン」「API連携」の3機能を業界で初めて統合し実装した当社の「InfoScoop×Digital Workforce」は、リモートワーク推進

のための有用性が評価され採用社数が増加。

④2019年7月に、ユニリタクラウドサービスセンターを開設。当社の強みである既存製品の機能を活かしシステム運用までBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)として引き受ける一気通貫型のサービスを構築。お客様の情報システムの管理やリソース不足の解消を支援する本サービスは、お客様のコア事業への集中と省力化ニーズを捉え受注が増加。既存製品をクラウドサービス化して提供するサブスクリプションモデルにより、ビジネスのストック基盤を強化。

⑤自社の働き方改革の取り組みを、「スマイルワーク」と名付け各施策を推進。下期には、「選択労働時間制」「リモートワーク」「サテライトオフィス」をスタート。先般の緊急事態宣言を受け、リモートワークなどの各施策が緊急時の事業継続に有効に機能。

また、当下期においては、資本効率向上、株主還元、株式流動性向上、などの観点から、次のような資本施策を実施しました。

<資本効率向上・株主還元策>

2019年12月に自己株式の公開買付けを実施しました。これにより、大株主である㈱ビジネスコンサルタントならびに㈱リンクレアより合計735,000株(発行済株式総数割合8.65%)、取得総額11億64百万円の自己株式を取得しました。

<資本効率向上策>

相互持合いをしている一部の保有株式について見直し解消を進め、2019年12月と2020年1月に、非上場企業有価証券それぞれ1銘柄の売却を行い、その売却益187百万円を特別利益に計上しました。

<株式流動性向上策>

大株主からの一定数量の保有株式売却の意向を受け、立会外分売を行いました。

そして、当第4四半期には、①IT投資を取り巻く投資動向により、売上ならびに利益が堅調に推移してきたこと、②資産の効率化を図るため、当社保有の非上場企業有価証券の売却に伴う売却益を特別利益に計上したこと、などにより当期純利益予想の上方修正を行いました。

<2019年度経営方針>

1. お客様価値の新たな創造

既存のお客様に対しては関係性をより強化するため、IT戦略パートナーとしてデジタル変革に向けた課題解決のソリューション提供力を強化します。

2. サービスモデルの強化

自社製品ならびにサービス体制の強化とサブスクリプションモデルの構築やクラウド、IoT、AIなどのデジタル技術を活用したサービス開発を進めます。

3. 社会課題解決への挑戦

ITを活用した社会課題解決を事業テーマとし、社会課題の領域を「働き方改革(人事総務:HR)」「地方創生(移動体)」「一次産業活性化(農業)」に絞り、その課題解決のためにITを活用した事業基盤の構築を目指します。

当期の業績は、売上高は101億38百万円（前期比7.6%増）、営業利益は10億73百万円（同16.7%増）、経常利益は11億53百万円（同12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億93百万円（同43.1%増）となりました。

セグメント別では、全セグメントが増収、4セグメントが増益となりました。利益面では、主に、クラウド事業の損益改善、プロダクト事業ならびにメインフレーム事業の増収効果が貢献しました。個別セグメントの業績は、次のとおりです。

クラウド事業

当期の業績は、売上高9億円（前期比25.8%増）、営業損失33百万円（前期は1億53百万円の営業損失）となりました。

主力サービスである「LMIS」は、企業のDX化とお客様満足度の向上を支援する統合型サービスマネジメントプラットフォームとして提供したことが奏功し、継続利用者増につながりました。働き方改革の潮流の中、SaaS型勤怠管理サービス「DigiSheet」は主力マーケットである人材派遣業界を中心に継続利用料が増加しました。また、デジタルワークプレイスを実現する自社サービス「infoScoop×Digital Workforce」は、そのリモートワーク推進機能が評価され大手ユーザに採用されました。

これらのサービスでは、お客様はソフトウェアを所有せずにインターネットを通じて利用し、その利用量に応じて課金されるものです。そして売上は、ストック収入として積み上がります。なお、当期における事業損益へのマイナス影響は、増収効果により計画どおり損益を大幅に改善することができました。

プロダクト事業

当期の業績は、売上高30億50百万円（前期比6.0%増）、営業利益3億5百万円（同4.0%増）となりました。

製品別では、オンプレミスとクラウド上のシステムの組み合わせによるハイブリッド環境での運用自動化のニーズを取り込み自動化製品が増加しました。ETL製品では、プリセールス機能の強化、デジタルセールス活用による販売の効率化、パートナー販売の強化などが奏功しました。帳票製品では、お客様の帳票系基幹システムの更改に伴う大型案件が奏功しました。なお、これら主力パッケージ製品の販売モデルを単品販売型からサブスクリプション型へと転換するために、既存製品のクラウドサービス化に積極的に取り組んでいます。

ソリューション事業

当期の業績は、売上高21億86百万円（前期比8.3%増）、営業利益76百万円（同26.9%減）となりました。

当事業の位置付けは、クラウド、プロダクト両事業を伸長させるための前後の工程となります。

自社製品販売の案件増加、帳票系基幹システム更改案件などに伴い技術支援サービスが伸長しました。また、当社グループの強みであるシステム運用において、コンサルティング

グサービスでは、お客様のデジタルビジネス展開にあたり、そのノウハウとソリューションの有用性が評価されたこと、また、アウトソーシングサービスでは、システム運用サービスがお客様の業務効率化ニーズを取り込み成果につながりました。

なお、損益面では、一過性の一部システム構築案件の収益悪化、外注費用の増加などが影響しました。

メインフレーム事業

当期の業績は、売上高22億22百万円（前期比7.7%増）、営業利益11億42百万円（同5.9%増）となりました。

メインフレーム市場全体は緩やかな減少傾向にあるものの、キャッシュレス政策の追い風を受け、電子マネーなどの少額決済は増加しています。これに伴うデータ処理量の増加は、機器のグレードアップニーズや継続製品サポートへのお客様のニーズにつながり、需要面では安定傾向となっています。

当事業の方針は、本市場における優位性を活かした残存者ポジションの確立です。当期においては、メインフレームコンピュータの性能向上に合わせた新バージョンの製品の計画的提供、技術者不足への対応に取り組みました。

システムインテグレーション事業

当期の業績は、売上高17億78百万円（前期比1.8%増）、営業利益50百万円（同15.1%増）となりました。

売上・利益ともに、産業界の好調なシステム投資環境を受け、システム開発の受注が堅調に推移したことにより増加しました。

なお、本セグメントを構成する㈱無限とユニリタグループ各社との製品、サービス提供にあたっての協業は順調に進んでいます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対応については次のようなものです。

- ①従業員の安全・健康の確保のために感染防止策の徹底を図るとともに、全事業所においては、リモートワークツールなどの活用により、原則在宅勤務を実施。
- ②開発拠点では、在宅勤務への移行によりリモートワークツールを活用して通常業務の維持とお客様サポートを継続。
- ③営業活動では、大規模イベント・セミナーの開催・参加の見合わせ、不要不急の出張・事業所間の移動を禁止。デジタルセールス・デジタルマーケティング手法を積極的に活用し営業活動を継続。
- ④財務面においては、2020年3月期末において、連結で約80億円の現金及び預金を保有しており、流動性を十分に確保。

（脚注）

DX（デジタルトランスフォーメーション）

「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」（経済産業省の定義より）。

シングルサインオン (SSO)

1つのIDとパスワードを入力して、メール、SNS、Google、Amazon、グループウェアなど複数のWebサービスやアプリケーションにログインする仕組み。入力や管理の手間を省くことによる生産性向上とセキュリティを強化することができる。

API (アプリケーション・プログラム・インターフェイス) 連携

自社のシステムと他社のシステムとを連携したり、外部サービスから一部機能呼び出したりすること。システムやサービスを構築する際、全ての機能を一から開発すると膨大なコストがかかるが、APIを利用することで必要な機能を効率よく連携し、システムサービスの開発や拡張を容易に実現できる。

SaaS (ソフトウェア・アズ・ア・サービス)

これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態のこと。

<研究開発費について>

当期の研究開発費 3億53百万円 (前期比32.4%減)、対売上高比率は3.5% (前期は5.5%) となりました。

当期は新規、成長領域への戦略的先行投資として、クラウドサービスのプラットフォーム開発、運用自動化新製品、移動体向けIoTデータ分析サービスの開発などを行いました。

- ① 設備投資の状況
当社グループでは、当期において設備投資として重要なものはありませんでした。
- ② 資金調達の状況
当社グループでは、当期において重要な資金調達はありませんでした。
なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と総額10億円のコミットメントライン設定契約を締結しております。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 35 期 2016年度	第 36 期 2017年度	第 37 期 2018年度	第 38 期 (当連結会計年度) 2019年度
売上高（百万円）	6,941	7,056	9,422	10,138
経常利益（百万円）	1,555	1,454	1,029	1,153
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	1,056	965	624	893
1株当たり当期純利益	125円73銭	114円87銭	74円28銭	108円07銭
総資産（百万円）	13,624	15,437	15,419	14,731
純資産（百万円）	10,700	11,432	11,698	11,040
1株当たり純資産額	1,273円06銭	1,360円11銭	1,391円84銭	1,439円42銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2018年度から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーエスピーソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連したコンサルティング
株式会社ユニ・トランド	80百万円	100.0%	移動体向けIoT型ソリューション事業
株式会社ビジネスアプリケーション	80百万円	100.0%	人材サービス業界の業務管理システムの開発、販売、保守、サポートサービス
株式会社アスペックス	45百万円	100.0%	SaaS型勤怠管理サービスの提供
株式会社無限	30百万円	100.0%	システムインテグレーション事業及び自社パッケージソフトの企画、開発、販売
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	BCP（事業継続計画）サービスの提供
株式会社ユニリタプラス	25百万円	100.0%	西日本地域における製品販売およびサービスの提供
備実必（上海）軟件科技有限公司 (中国)	1,380千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

いま、デジタル技術の急速な進展は、お客様と企業との関係性をも大きく変えようとしています。例えば、お客様の価値観が、所有から利用へと変わるとき、これまでの企業が提供してきた製品やサービスの在り方、企業の価値観も変わらなくてはなりません。

当社では、このような中長期観点からの環境変化を踏まえ、市場やお客様のニーズに応えるべく事業構造の変革を進めています。当社グループは、お客様と共に真のデジタル変革パートナーを目指すためのコンセプト「Create Your Business Value」を提唱しています。これには、「デジタル変革による新しいお客様の価値をいち早く創造する」という意味を含めています。このコンセプトの下、中期経営計画（2018年度～2020年度）においては戦略的投資を実行しつつ、事業のサービス化に向けた事業構造の変革に取り組んでいます。

＜中期経営計画の基本方針と施策＞

1. システム運用とデータ活用の専門性を磨き、既存事業基盤の更なる強化
2. 市場を活性化するビジネスIT領域のサービス事業の拡大
3. 最新のデジタル技術への積極的な投資と新しい事業基盤の構築

＜環境変化の捉え方と課題＞

前提となる環境変化には、デジタル技術の進展によるお客様層の変化があります。かつてのように、プロダクト販売が中心の頃は、企業の情報システム部門がシステムの構築や運用を行っており、当社から見たお客様は情報システム部門でした。しかし、インターネットの普及によるSaaSの普及は、システム構築や運用の負担を減らし、各企業の事業対象であるお客様に近い事業部門や企画部門が直接ITサービスを採用する立場へと変えています。このことは、当社にとってもお客様の対象が、情報システム部門から事業部門や企画部門へと拡がること、変化していることを意味します。この変化に適応するため、当社では、これまでの製品・機能の提供方法をサービス型へと転換することにより、市場ニーズの取り込みを図りストック型ビジネスへと事業構造の転換を図ることが必要と考えます。

＜課題への取り組みと重点施策＞

現行の中期経営計画の最終年度である今期（2020年度）は、次のような重点施策を進めていきます。

1. 既存製品のサービスシフト
 - ・当社グループにおいて、自社開発し販売保守を行っているデータ活用やシステム運用に関わる既存製品群の売上は、金額的には大きいもののここ数年の伸び率は一桁台です。一方の、クラウドサービス事業の売上伸び率は二桁台となっています。当社では、ここにマーケットやお客様が求める製品利用の変化を見ます。そして、この変化に対応し、成熟事業を持続するため、これまでの主力販売方法である単品販売型から、お客様の抱える課題を機能連携で解決するサービス型、サブスクリプションモデル（利用料課金型）への転換を進める計画です。

2. ビジネスSaaS事業の拡大

- ・クラウドファースト推進のために、自社クラウドサービスのサブスクリプションモデルの強化やクラウド、IoT、AIなどのデジタル技術を活用した新たなサービス開発を進めます。当社のクラウドサービスの主力ソリューションである、ITサービスマネジメント（LMIS）、リモートワークを支援するWebサービス基盤（infoScoop×Digital Workforce）、ビジネス・プロセス・マネジメント（BPM）、ユニリタクラウドサービスなどの事業機能を強化し、事業規模をよりスケールさせるためにサブスクリプションモデル、クラウドベースの運用サービスなどの開発、推進体制を強化します。

3. 社会課題解決に向けたデータドリブン型事業の創出

- ・いま、社会課題を効果的かつ有効に解決するためには、デジタル技術が欠かせません。当社グループでは、持続可能な社会発展に貢献すべく社会課題解決と向き合い取り組むことが、自らの事業を成長させるものと考えます。当社グループでは、社会課題の領域を「働き方改革（HR）」「地方創生（移動体）」「一次産業活性化（農業）」に絞り、その領域の課題解決のためにITを活用した事業基盤創りと、その基盤から集約されるデータドリブン型のサービスプラットフォームの構築、データサイエンティストの育成などを重点的に推進する計画です。

<積極的投資と事業構造変革>

- ・中期経営計画における投資カテゴリーは、①ベースとなる既存事業である「システム運用」と「データ活用」の専門性に磨きをかけるための投資、②取り組みを開始している成長事業領域への追加投資と規模拡大のための投資、③データドリブン型サービスプラットフォーム構築、業界SaaS事業を新規開拓するための投資、に分け本中計期間において総額30億円の投資枠を設定し事業構造変革を推進します。
- ・当社グループには、これまでの事業活動で培ってきた強みとして「データマネジメント」「サービスマネジメント」「プロセスマネジメント」という3つのコア・テクノロジーがあります。これをベースにお客様のDXを実現するためのサービス体系としてまとめ、市場にアプローチする計画です。これは、事業構造をサービス事業へと変革させることであり、サービスの提供方法のサブスクリプション化を通じて売上構成をストック化へとシフトさせ環境変化への適応力を高めるためのものです。
- ・現状の環境変化は、お客様のDXへの取り組みを待たなしに前倒しさせるものです。投資の方向としては、リモートワークによる働き方変革に向けた営業、開発、お客様サービス、バックオフィス業務のデジタル化、現状業務の見直しによるビジネスプロセス改革やBPOなどがあります。当社グループではお客様が困っている時に共に考え、解決策を提案し歩んできた実績を活かし、これらの課題に対応するソリューションを提供してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)
 企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品開発と販売、周辺システム開発、コンサルティング事業

(6) **主要な営業所** (2020年3月31日現在)
 本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
 R&Dセンター 東京都品川区東品川1-2-5 RIVERSIDE品川港南ビル
 名古屋営業所 名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

(7) **従業員の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
563名	11名増

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
270名	12名増	40.6歳	12.8年

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)
 該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,500,000株 |
| ③ 株主数 | 8,750名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	440,000株	5.74%
株 式 会 社 リ ン ク レ ア	425,000株	5.54%
ユ ニ リ タ 社 員 持 株 会	391,143株	5.10%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	374,800株	4.89%
T I S 株 式 会 社	291,600株	3.80%
株 式 会 社 ク エ ス ト	274,000株	3.57%
株 式 会 社 み ど り 会	270,000株	3.52%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	255,000株	3.32%
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	245,000株	3.19%
竹 藤 浩 樹	220,700株	2.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式を829,930株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取締役会長	竹 藤 浩 樹	
代表取締役 社長執行役員	北 野 裕 行	内部監査室担当
取締役 常務執行役員	新 藤 匡 浩	クラウドビジネス本部長
取締役 常務執行役員	渡 辺 浩 之	エンタープライズビジネス本部長 兼 ビジネスオートメーション部長 兼 品質保証室長
取締役 執行役員	巳 波 淳	グループ業務本部長 兼 広報IR室長、コーポレート企画室担当
取締役	増 田 栄 治	(株式会社ユニリタプラス 代表取締役社長)
取締役	川 西 孝 雄	(株式会社モリタホールディングス 社外取締役)
取締役	三 ツ 木 義 人	
常勤監査役	竹 中 豊 典	
監査役	御 子 柴 一 彦	(小沢・秋山法律事務所)
監査役	佐 藤 昌 敏	(株式会社無限 監査役)

- (注) 1. 取締役 川西孝雄氏および三ツ木義人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、川西孝雄氏および三ツ木義人氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 竹中豊典氏は、大手銀行勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しております。
4. 監査役 御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。

5. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|------|-------|--|
| 執行役員 | 小池 拓 | エンタープライズビジネス本部 アウトソーシング事業部長 兼 メインフレーム事業部長 |
| 執行役員 | 成亥 稔 | クラウドビジネス本部 オープンインキュベーションセンター担当 |
| 執行役員 | 野村 剛一 | エンタープライズビジネス本部副本部長 兼 エンタープライズレポーティング部長 兼 次世代基盤開発部長 |
| 執行役員 | 金子 紀子 | 営業本部長 兼 パートナービジネス部長 兼 マーケティング部長 |
| 執行役員 | 藤原 達哉 | クラウドビジネス本部副本部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長) |
| 執行役員 | 高野 元 | ソサエティデータサイエンス部長 (株式会社ユニ・トランド 代表取締役社長) |

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

2019年6月13日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役 渡邊治巳氏は任期満了により退任いたしました。また、監査役 堤永守氏は監査役を辞任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	185,490千円 (16,410千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	25,800千円 (25,800千円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (7名)	211,290千円 (42,210千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億50百万円以内(ただし、使用人分給与は含みません)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 川西孝雄氏は、株式会社モリタホールディングス 社外取締役を兼務しております。なお、同社との間には取引関係はありません。
- ・監査役 御子柴一彦氏は、小沢・秋山法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役 佐藤昌敏氏は、株式会社無限の監査役を兼務しております。株式会社無限は当社の100%出資子会社となります。なお、同社との間には製品販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況および発言状況
取締役	川西孝雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
取締役	三ツ木義人	2019年6月13日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役	竹中豊典	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社において代表取締役社長としての長年にわたる経験と知見から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	御子柴一彦	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての長年にわたる経験と専門知識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤昌敏	2019年6月13日就任以降に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。他社において、監査役としての長年にわたる経験と知見から適宜発言を行っております。また、2019年6月13日就任以降に開催された監査役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等
- | | |
|--|----------|
| (i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35,540千円 |
| (ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 35,540千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 会社法第340条第1項に定める項目

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2009年5月8日の取締役会において決議し、2020年4月23日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、2014年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての役員および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

【行動指針】

1. ユニーク

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

2. 誠実

私たちは、企業として持続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

7. 凛

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凛としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を全役職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。
 - (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。
 - (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼動を支援する体制を構築します。
 - (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、原則として毎月1回以上（定時）開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。

- (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 【当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制】
経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
- (ii) 【当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
- (iii) 【子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】
「関係会社管理規程」に基づき、定期的で開催される「関係会社責任者会議」において、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を行います。
- (iv) 【子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】
当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
- (ii) 監査役から監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
- (ii) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができます。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として半期に一度定期的な連絡会を持つこととします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 職務執行の基本方針の運用状況
取締役および社員に対して、「企業理念」および「行動指針」を記載したカードを配付しております。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - (i) グループ全体で順法精神の浸透を図るため、毎年定期的に、e-Learningを使用して、当社グループの取締役および従業員に対して、コンプライアンス・内部統制・プライバシーマークに関する教育を実施しております。また、中途入社社員に対しても、随時、入社時のオリエンテーションの際にこれらの教育を実施しております。更に、年2回、当社グループの取締役および幹部社員に対しては、特に管理者層が注意すべきコンプライアンス・内部統制の重要部分に関する教育を追加で実施しております。また、取締役および従業員に対して、「個人情報の取り扱いに関する同意書兼誓約書」「ソーシャルメディアポリシーに関する誓約書」「秘密情報の取り扱いに関する誓約書」「コンピュータ環境の利用に関する誓約書」の提出を義務付けております。
 - (ii) 年2回（上期・下期）、全社的な内部統制運用状況の評価結果および法令遵守状況を取締役に報告しております。
 - (iii) グループ内部通報規程に基づき、社内の内部通報窓口とは別に、社外弁護士による外部通報窓口を設定して、通報者が利用しやすいように配慮した内部通報制度を設置しております。また、内部通報制度の周知のために、内部通報制度に関するポスターを当社グループのすべての事業所に掲示し、かつ、全社規模の会議の中で制度説明を行うなどの取り組みを行っております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
「情報セキュリティポリシー」に従い、文書管理システムにて、各種規程および取締役会・監査役会・執行役員会等の重要な会議における資料や議事録の保存、管理を実施しています。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
 - (i) 年2回、取締役・執行役員・部門長を委員とする危機管理委員会を開催し、策定した事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために、災害時における安否確認・業務復旧・事業継続等の観点から、随時、BCPの見直し更新を行っております。
 - (ii) グループ内部統制要領に基づき、「内部統制チェックリスト」にて、各部門長がリスク管理を含めた内部統制に関する自己点検を行うことにより、内部統制上の不備を未然に防ぎ、リスクの高い項目については集中的に見直しを図ることができる体制としております。また、コンプライアンス、内部統制、各種社内規程等

に関して違反があった際には、当該違反者は、取締役および部門長に対して、都度、速やかに、違反の経緯・原因・再発防止策を「業務改善報告書（顛末書）」に取り纏めて提出することが義務付けられております。上記の運用状況に関して、年2回、取締役会、幹部会（当社グループの役員および幹部社員が出席）において報告が行われております。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - (i) 年間会議スケジュールに従い、取締役会（月1回）、経営会議（月1回ないし2回）をそれぞれ開催しております。また、臨時取締役会も開催しております。
 - (ii) 決裁に関する「職務権限規程」において、社長執行役員決裁、担当執行役員決裁等の決裁権限を定めております。また、年間会議スケジュールに従い、執行役員会を、原則として隔週1回（定時）開催しております。なお、執行役員会は、年度経営計画の実行推進（部門計画の進捗チェック）、取締役会への報告事項、提案事項等の検討審議、執行役員の相互チェック・情報交換を目的として開催しております。
 - (iii) 組織規程および職務分掌規程により、各部門の職務分掌および責任者を明確にするとともに、担当取締役の職務分担も明確にしております。また、職務の適正化および効率化のために、当社グループの各取締役は、四半期に一度、担当部門の施策および計数の予算と実績を比較したPDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）に基づく報告を取締役会に行っております。更に、実効性を高めるため、「差異分析書」により対応方法を取り纏めて当該報告を行っております。なお、子会社の取締役会においても施策および計数の予算/実績比較のPDCA報告を実行しております。
- ⑥ ユニリタグループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - (i) 当社グループの各取締役は、営業成績、財務状況その他重要な情報について、毎月、取締役会に報告しております。また、当社の取締役または執行役員が子会社の取締役を兼務し、毎月、子会社の取締役会に出席して意見を述べております。
 - (ii) 当社の経理・財務担当の取締役は、子会社に対して、規程に定められた資料（月次決算報告書、月次業務活動状況報告書など）の提出を求め、これを保管しております。また、経理・財務担当の取締役および監査役は、四半期毎に会計監査人とのミーティングを実施しております。
 - (iii) 当社の取締役は、子会社の達成すべき目標を明確化して共有するため、子会社の状況を当社の取締役会に報告しております。また、毎月、当社グループの各代表取締役（社長）が参加する会合を開催し、意見交換しております。また、子会社の管理を担当する当社の取締役は、子会社の取締役会にて子会社の取締役または幹部社員より、関係会社管理規程に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を受けたり、意見交換を行うなどして、職務執行の効率性に関する観点からの課題把握・提案を行っております。

- (iv) 内部監査室は、グループ内部監査規程に基づき、金融商品取引法の整備・運用状況に関して、当社グループの監査を実施しております。また、当社監査役は、一部の子会社の監査役を兼務し、子会社に関する状況を監査役会に定期的に報告するとともに、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、子会社に関する状況の把握に努めております。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨を職務分掌規程に明記しております。内部監査室は、当該規程に基づき、監査役の指示に従い、補助業務を実施し、適宜、問題がある場合は監査役に報告を行っております。
- (ii) 内部監査室は、監査役職務の補助業務に関しては、取締役および上長等の指揮・命令を受けておらず、内部監査規程および就業規則等に基づいて職務を遂行しております。また、人事評価に関しても監査役会と協議のうえ、決定しております。
- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
- (i) 取締役会、経営会議、執行役員会において、随時、監査役に対して、重要事項に関する報告を行っております。特に取締役会において、年2回（上期・下期）、内部統制活動の状況（コンプライアンス・内部通報・リスク管理等）を監査役に報告しております。
- (ii) 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会に出席しております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める機会が確保されています。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
グループ内部統制規程に不利益取扱いを禁止する旨を明記して、従業員に周知しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
監査役会は、期初に必要な経費を予算計上し、経理部は、監査役または監査役会の職務の執行に必要な費用に関して、監査役からの費用請求に基づき速やかに支払処理しております。
- ⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
半期に一度、代表取締役と監査役との連絡会を開催し、意見交換しております。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
内部監査室は、独立的立場から、すべての部門における内部統制システムの遵守状況および有効性を確認するため、各部門長による日々の決裁承認行為等に関する日常的なモニタリングおよび「内部統制チェックリスト」「業務改善報告書（顛末書）」を使用

した包括的なモニタリングを実施し、当該部門が不備の是正・改善を行うように指摘しております。また、内部監査室は、業務プロセスに関する運用状況評価（いわゆる J-SOX 監査）を実施し、監査結果を会計監査人に提出しております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

反社会的勢力排除に向けた体制および運用方法に関する教育コンテンツを、コンプライアンス研修に組み込んで全社的に実施しております。また、「グループ反社会的勢力排除に関する要領」に従い、2015年12月より、日経テレコンを使用して、当社グループとの新規取引先が反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施し、反社会的勢力に該当する場合もしくはその疑いが濃厚な場合は取引を行わないこととしております。なお、既存の取引先についても、毎年、反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用ソリューションの提供、ITシステム運用管理パッケージソフトウェアの開発・販売・サポートにおいて高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

加えて、当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことを方針としています。

このような考えのもと、当社は、2006年6月22日付で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、数次の更新を経ております。

当社は、買収防衛策に関する現行プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、株主の皆さまの適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現在の買収防衛策の重要性が変わるところはないと判断し、2018年6月14日開催の第36期定時株主総会において、さらに2年間の継続更新が承認されました。その有効期間は本総会終結の時までとなります。

当社は、2020年5月11日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を本総会に上程することを決議いたしました。本プランの詳細については、株主総会参考書類第5号議案をご参照ください。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[9,645,589]	【流動負債】	[3,443,775]
現金及び預金	8,202,647	買掛金	477,038
売掛金	1,133,612	リース債務	3,544
たな卸資産	52,511	未払法人税等	229,931
その他	256,818	前受収益	1,646,368
【固定資産】	[5,086,221]	賞与引当金	264,394
(有形固定資産)	(277,271)	役員賞与引当金	31,021
建物	80,911	受注損失引当金	19,724
工具、器具及び備品	56,449	その他の	771,751
車両運搬具	758	【固定負債】	[247,570]
土地	131,409	長期未払金	209,902
リース資産	7,742	リース債務	4,869
(無形固定資産)	(1,128,897)	退職給付に係る負債	32,798
ソフトウェア	500,226	負債合計	3,691,345
のれん	624,371	純 資 産 の 部	
その他	4,299	【株主資本】	[10,515,749]
(投資その他の資産)	(3,680,052)	資本金	1,330,000
投資有価証券	3,103,393	資本剰余金	2,094,338
退職給付に係る資産	3,460	利益剰余金	8,321,573
繰延税金資産	92,633	自己株式	△1,230,162
差入保証金	209,652	【その他の包括利益累計額】	[524,715]
その他	270,912	その他有価証券評価差額金	530,708
資産合計	14,731,810	為替換算調整勘定	△5,993
		純資産合計	11,040,464
		負債純資産合計	14,731,810

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,138,223
売上原価	4,359,980
売上総利益	5,778,243
販売費及び一般管理費	4,705,046
営業利益	1,073,196
営業外収益	125,426
受取利息	2,619
受取配当金	100,453
受取配当金その他	7,707
営業外費用	14,646
支払利息	44,904
支持分法による投資損失	2,087
為替差損	1,099
コミットメントファイ	15
支払手数料	1,000
その他	37,975
経常利益	2,725
特別料金	1,153,718
投資有価証券売却益	187,343
特別損失	21,378
固定資産除却損	31
投資有価証券評価損	21,346
税金等調整前当期純利益	1,319,683
法人税、住民税及び事業税	437,469
法人税等調整額	△11,221
当期純利益	893,435
親会社株主に帰属する当期純利益	893,435

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	2,094,338	7,907,229	△65,060	11,266,506
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△479,091		△479,091
親会社株主に帰属する 当期純利益			893,435		893,435
自己株式の取得				△1,165,101	△1,165,101
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	414,343	△1,165,101	△750,757
当連結会計年度末残高	1,330,000	2,094,338	8,321,573	△1,230,162	10,515,749

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	433,963	△1,814	432,149	11,698,656
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△479,091
親会社株主に帰属する 当期純利益				893,435
自己株式の取得				△1,165,101
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	96,745	△4,179	92,566	92,566
当連結会計年度変動額合計	96,745	△4,179	92,566	△658,191
当連結会計年度末残高	530,708	△5,993	524,715	11,040,464

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[7,240,080]	【流動負債】	[2,340,938]
現金及び預金	5,980,621	買掛金	172,713
売掛金	708,292	未払金	126,770
仕掛品	10,785	未払費用	307,933
貯蔵品	149	未払法人税等	151,224
前払費用	154,975	未払消費税等	94,294
関係会社短期貸付金	749,196	前受収益	1,309,688
その他	36,058	預り金	19,225
貸倒引当金	△400,000	賞与引当金	139,362
【固定資産】	[5,371,282]	受注損失引当金	19,724
(有形固定資産)	(128,830)	【固定負債】	[186,606]
建物	27,505	長期未払金	161,557
工具、器具及び備品	44,104	退職給付引当金	25,049
土地	57,220	負債合計	2,527,545
(無形固定資産)	(326,681)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	324,319	【株主資本】	[9,553,108]
電話加入権	2,361	(資本金)	(1,330,000)
(投資その他の資産)	(4,915,770)	(資本剰余金)	(1,965,441)
投資有価証券	3,098,325	資本準備金	1,450,500
関係会社株式	1,174,464	その他資本剰余金	514,941
関係会社出資金	18,003	(利益剰余金)	(7,496,253)
出資金	11,432	利益準備金	120,000
関係会社長期貸付金	221,443	その他利益剰余金	7,376,253
長期性預金	200,000	別途積立金	1,982,200
繰延税金資産	10,790	繰越利益剰余金	5,394,053
差入保証金	145,710	(自己株式)	(△1,238,585)
その他	35,600	【評価・換算差額等】	[530,708]
資産合計	12,611,362	(その他有価証券評価差額金)	(530,708)
		純資産合計	10,083,817
		負債純資産合計	12,611,362

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,922,919
売上原価	1,774,184
売上総利益	4,148,734
販売費及び一般管理費	3,352,925
営業利益	795,809
営業外収益	167,748
受取利息	8,478
受取配当金	100,453
受取事務手数料	36,175
保険配当金	7,219
その他	15,421
営業外費用	386,037
為替差損	229
コミットメントファイ	1,000
貸倒引当金繰入額	344,866
支払手数料	37,975
その他	1,965
経常利益	577,520
特別利益	187,343
投資有価証券売却益	187,343
税引前当期純利益	764,863
法人税、住民税及び事業税	312,527
法人税等調整額	△46,628
当期純利益	498,964

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	5,374,180	7,476,380
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△479,091	△479,091
当 期 純 利 益							498,964	498,964
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	19,872	19,872
当 期 末 残 高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	5,394,053	7,496,253

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△73,484	10,698,336	433,963	433,963	11,132,300
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△479,091			△479,091
当 期 純 利 益		498,964			498,964
自己株式の取得	△1,165,101	△1,165,101			△1,165,101
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			96,745	96,745	96,745
当 期 変 動 額 合 計	△1,165,101	△1,145,228	96,745	96,745	△1,048,482
当 期 末 残 高	△1,238,585	9,553,108	530,708	530,708	10,083,817

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎 崎 律 子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎	崎	律	子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	部		誠	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、2019年6月13日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的で開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、3名の監査役のうち2名の監査役が一部の子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、他の子会社を含めて子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。また、グループ監査の観点からは、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの構築および運用状況について協議いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる

ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から公認会計士・監査審査会による検査、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果および「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社ユニリタ 監査役会

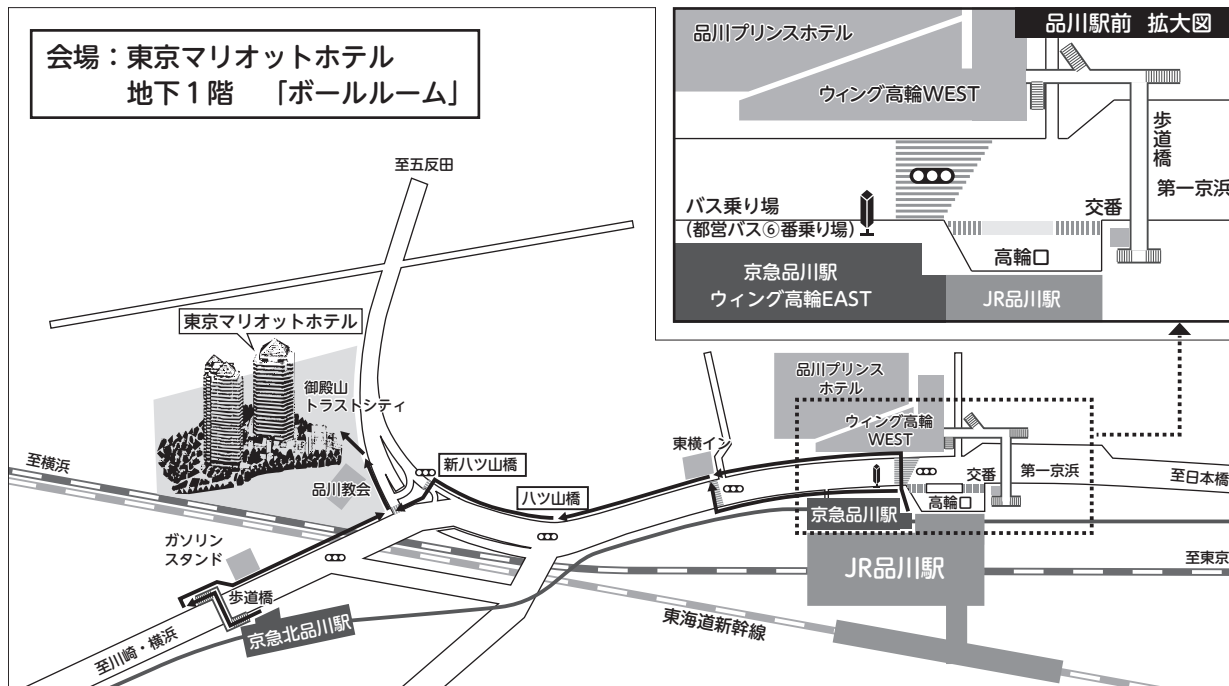
常勤監査役(社外監査役) 竹中豊典 ㊟

監査役(社外監査役) 御子柴一彦 ㊟

監査役(社外監査役) 佐藤昌敏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

J R 各線・
京 急 線
品 川 駅
ご利用の場合

・徒 歩……………高輪口より約15分

高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進み下さい。新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進み下さい。

・バ ス……………高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分

※バスをご利用いただく場合、混雑が予想されますので、ご注意ください。
※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京 急 線
北 品 川 駅
ご利用の場合

・徒 歩……………約5分

改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進み下さい。

・当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

【お連れ様ご招待はございません】

当社では、株主総会後の懇談会などに株主様のお連れ様をご招待する企画を行ってまいりました。しかしながら、会場設営などの諸般の事情から「お連れ様ご招待」企画の実施はございません。ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

